

<貨物自動車運送事業者の皆様へ>

貨物自動車の車両維持を支援します

【申請受付期間】 令和7年5月13日～6月30日

対象事業者

- ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行う者
- ・静岡県内に本社又は事業所を置く者

対象車両

- ・貨物自動車運送事業の用に供する自動車
- ・静岡県内に使用の本拠の位置があるもの
- ・令和7年4月1日時点で車検有効なもの

補助金の額



自動車の種別	補助額	ナンバープレートの色
普通 小型	1万円／台	緑ナンバー 静岡 XXX X 37-76
軽自動車	2千円／台	黒ナンバー 静岡 XXX X 37-76

※二輪自動車・被けん引車を除く

申請・支給の流れ

※申請から支給まで1～2ヶ月程度要する場合があります。

申請

- ・必要な書類を揃え、申請期間内に事務局へ申請してください

審査

- ・申請内容が適切か、事務局で審査します

支給

- ・審査の結果適切と認められた場合、助成金を支給します

申請方法の詳細は裏面をご確認ください

問合せ先(事務局)

一般社団法人 静岡県トラック協会

【電話】裏面のとおり（区分ごとに異なります）

【HP】<https://www.szta.or.jp/>

申請受付期間

令和7年5月13日（火）～6月30日（月）※消印有効
助成金申請額が予算上限に達し次第、申請の受付を終了いたします

申請書類

- ①交付申請書兼請求書
- ②申請車両一覧（普通・小型／軽）
- ③自動車検査証記録事項の写し
（従来の紙自動車検査証の写しでも可）
（申請台数全て）
- ④通帳の写し等（申請者と振込先口座
名義人が異なる場合は委任状も提出）
- ⑤チェックリスト

詳細は静岡県トラック協会
ホームページを確認してくだ
さい。

申請書類はホームページより
ダウンロードしてください

静岡県トラック協会

検索

(<https://www.szta.or.jp/>)

申請方法・問合せ先

●トラック協会 **会員** [郵送又は持参] ※郵送は簡易書留やレターパックプラスなど追跡
及び受領確認が可能な方法としてください。
(レターバックライト不可)

申請先	所在地	電話番号
東部支部	〒410-0011 沼津市岡宮1277-6	055-923-0669
富士支部	〒416-0936 富士市中河原279-2	0545-33-1202
清庵支部	〒424-0814 静岡市清水区本郷町6-15	054-364-3767
静岡支部	〒422-8005 静岡市駿河区池田126-4	054-283-1922
中部支部	〒421-0302 榛原郡吉田町川尻901-1	0548-32-6796
中遠支部	〒437-0055 袋井市土橋80-1	0538-43-4166
西部支部 北遠支部	〒431-3112 浜松市中央区大島町620	053-435-0109 053-584-3055

※受付時間は10時～16時

●トラック協会 **非会員** [郵送のみ] ※簡易書留やレターパックプラスなど追跡
及び受領確認が可能な方法としてください。
(レターバックライト不可)

申請先	所在地	電話番号
静岡県トラック協会本部	〒422-8510 静岡市駿河区池田126-4	054-283-1910